

令和5年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対する市民意見募集結果

令和5年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

意見募集結果の概要

1 意見募集期間

令和5年2月10日（金）～令和5年3月13日（月）

2 意見提出者数と件数

2名、5件

3 意見の内訳

(1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	2	0	0	2

(2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
人数	0	0	0	2	2

(3) 意見の内容別

項目	件数
I 監視指導計画の目的と関連施策	0
II 監視指導計画の実施体制	0
III 監視・指導の実施	3
IV 事業者自らが実施する衛生監視及び自主的取組の推進	1
V 市民、事業者への情報提供と意見交換	1
VI 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上	0
合計	5

ご意見の概要と札幌市の考え方 (ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております)

I 監視指導計画の目的と関連施策

ご意見等はありませんでした。

II 監視指導計画の実施体制

ご意見等はありませんでした。

III 監視・指導の実施

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	コオロギ食について、そのリスクについて周知した方がよい。また、輸入品のクッキー等の菓子類やシリアル類について、コオロギの混入がないか検査を実施するとともに、アレルゲンピクトグラム（絵文字）にコオロギを加えるべきと考える。	御意見いただいたコオロギ食の安全性につきましては、情報源の信頼性等を考慮して慎重に判断する必要があります。また、現時点で厚生労働省や食品安全委員会からの直接の見解及び通達はございませんので、今後の動きを確認しながら、必要に応じて対応してまいります。
2	オーストラリアにおいて、家畜牛に対するmRNA ワクチンの接種が義務化されており、これら品目の遺伝子組み換え検査を実施してほしい。また、これらを喫食する際には十分に加熱してから食べるよう周知啓発するべきと考える。	遺伝子組換え食品の検査は、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、それを別の植物などに組み込む技術（遺伝子組換え技術）を利用して作られた食品に対して行っております。御意見いただいた食品の安全性については厚生労働省や食品安全委員会からの見解及び通達はございませんので、今後の動きを確認しながら、必要に応じて対応してまいります。なお、食肉については、生又は加熱不十分な状態で喫食することで、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒を引き起こす可能性があるため、事業者及び市民に対し、十分に加熱してから提供及び喫食するよう周知啓発いたします。
3	北米産の食肉、ハム・ソーセージなどに、酸化グラフェンが混入されていると事例が報告されているため、輸入の肉卵類・その加工品の磁性検査を実施してほしい。また、これらを喫食する際には十分に加熱してから食べるよう周知啓発するべきと考える。	御意見いただいた物質の安全性につきましては、情報源の信頼性等を考慮して慎重に判断する必要があります。また、現時点で厚生労働省や食品安全委員会からの見解及び通達はございませんので、今後の動きを確認しながら、必要に応じて対応してまいります。なお、食肉については、生又は加熱不十分な状態で喫食することで、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒を引き起こす可能性があるため、事業者及び市民に対し、十分に加熱してから提供及び喫食するよう周知啓発いたします。

IV 事業者自らが実施する衛生監視及び自主的取組の推進

No.	ご意見	札幌市の考え方
4	スーパー等でトイレを利用後に手洗いをしない人をよく見かけるため、施設側で注意喚起の掲示やペーパータオルを常備することで手洗いを推奨できると考える。また、施設側が綺麗なトイレの競争をするなどの取り組みを実施してはどうか。	トイレにおける掲示やペーパータオルの設置は、法令等で規定されている事項ではありませんが、食中毒予防には、手洗いは基本かつ重要事項であるため、今後も事業者及び市民に対し、正しい手洗い方法について周知啓発いたします。 また、トイレの綺麗さを含め、施設の衛生管理を事業者がアピールできるような取組として「さっぽろ食の安全・安心推進協定事業」がありますが、これらの取組を更に活用する等、事業者の自主的取組を推進してまいります。

V 市民、事業者への情報提供と意見交換

No.	ご意見	札幌市の考え方
5	コオロギもアレルゲンピクトグラム（絵文字）に加えるべきである。	上記 No. 1 に同じです。

VI 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

ご意見等はありませんでした。

SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階）

TEL 011-622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

市政等資料番号 02-F06-22-2734
